平成２４年（フ）第１８４０号
さいたま市南区根岸３丁目12番３号　大川荘203
債務者　百瀬　　清
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９０号
埼玉県日高市横手２丁目12番地７
債務者　倉持眞理子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２８号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3003番地の137流星館201
債務者　藤倉　美紀
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３２号
埼玉県富士見市水谷１丁目１番地12　トムハウス201、前住所埼玉県富士見市ふじみ野東３丁目15番地１　オーキッドグランデふじみ野502
債務者　松尾慎太郎
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４２号
埼玉県川越市大字寺尾716番地２三角コーポ５号室
債務者　藤垣　真美（旧姓塙）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５５号
埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目１番12号第一中央マンション３－Ａ
債務者　秋野　　宏
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５６号
埼玉県川越市大字藤間60番地１ＳＳＳ川越第２寮、前住所埼玉県川越市大字渋井1790番地５
債務者　笹森　治男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７８号
埼玉県川越市寿町２丁目2601番地１市営住宅Ｋ４―506号室
債務者　市川　温野
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５４号
埼玉県本庄市朝日町１丁目５番30号
債務者　橘　和一郎
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６号
埼玉県深谷市櫛挽114番地４
債務者　久保田伸也
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６３号
長崎県諫早市松里町104番地４
債務者　中村　利広
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
長崎県大村市小路口町318番地５、前住所長崎県大村市水主町２丁目624番地コーポ三城Ｂ－２
債務者　近藤　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
釧路市春日町１番８号
債務者　佐々木なおみ
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７４号
釧路市昭和南４丁目７番９号　ハイツフレンド201号室
債務者　五嶋　美架（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
北海道帯広市西４条南14丁目19―１　寿ハイツ２階Ｂ号　大久保恵美方、住民票上の住所北海道上川郡新得町屈足緑町１丁目39番地
債務者　山中　一也
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２６０８号
横浜市青葉区荏田町314番地　201
債務者　浜武美和子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部